

新旧比較表

新	旧
<p>○スカラシップ奨学生規程 平成12年3月29日 規程第54号</p> <p>沿革 ①平成13年12月1日改正 ②平成15年2月17日改正 ③平成15年2月5日改正 ④平成15年10月19日改正 ⑤平成23年3月31日改正 <u>⑥平成24年5月15日改正</u></p> <p>(取消及び停止)</p> <p>第15条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、各学部教授会の議を経て、学長がその適用を取り消し又は停止する。</p> <p>(1) 学生としての本分にあるまじき行為があったとき。</p> <p>(2) 学業成績が奨学生としてふさわしくないとき。</p> <p>(3) 奨学生が前条に規定する事由以外の事由により休学したとき。</p> <p><u>2 前項の規定により奨学生の取り消しをしたときは奨学生取消通知書(別記様式第3号)により、また奨学生を停止したときは奨学生停止通知書(別記様式第3号)により、それぞれ本人に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項に規定する通知は、学校長から行うものとする。</u></p>	<p>○スカラシップ奨学生規程 平成12年3月29日 規程第54号</p> <p>沿革 ①平成13年12月1日改正 ②平成15年2月17日改正 ③平成15年2月5日改正 ④平成15年10月19日改正 ⑤平成23年3月31日改正</p> <p>(取消及び停止)</p> <p>第15条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、各学部教授会の議を経て、学長がその適用を取り消し又は停止する。</p> <p>(1) 学生としての本分にあるまじき行為があったとき。</p> <p>(2) 学業成績が奨学生としてふさわしくないとき。</p> <p>(3) 奨学生が前条に規定する事由以外の事由により休学したとき。</p>
<p>附則～⑤附則 (略)</p> <p>⑥附則 この規程は、平成24年5月15日から施行する。</p>	<p>附則～⑤附則 (略)</p> <p>⑤附則 この規程は、平成23年3月31日から施行する。</p>
<p>(別記) 様式第1号(第8条関係) (略) 様式第2号(第10条関係) (略)</p>	<p>(別記) 様式第1号(第8条関係) (略) 様式第2号(第10条関係) (略)</p>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

奨学生（取消・停止）通知書

〔 広島国際学院大学
学 長 〇〇〇〇 印
広島国際学院大学自動車短期大学部
学 長 〇〇〇〇 印
広島国際学院高等学校
校 長 〇〇〇〇 印 〕

平成 年 月 日付けで決定した奨学生について、次により（停止・取消）しましたので、
通知します。

記

- 1 （取消・停止）の時期
- 2 （取消・停止）の理由